

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 6 月 24 日

月 曜 日

第 3634 号

## 目 次

### 告 示

- 定款変更及び新規土地改良事業施行の認可 1
- 土地改良区の定款変更の認可

### 公 告

- 開発行為の工事完了 2
- 肥料の登録有効期間の更新 3
- 肥料の登録の失効
- 土地改良区の役員の就退任 4
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 6

## 告 示

### 富山県告示第301号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

杉原土地改良区から申請のあった定款変更及び黒田地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成25年 6 月18日認可した。

平成25年 6 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第302号

土地改良区の定款変更の認可について

広田用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 6 月13日認可した。

平成25年 6 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第303号**

土地改良区の定款変更の認可について

大山大庄土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 6 月17日認可した。

平成25年 6 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第304号**

土地改良区の定款変更の認可について

愛本新用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 6 月19日認可した。

平成25年 6 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成25年 6 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
滑川市下島 168番外 5筆	同 左	道路、公園、下水道	滑川市上小泉59番地	有限会社大成興産

## 肥料の登録有効期間の更新について

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第 1 項の規定により公告する。

平成25年 6 月 21 日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
富山県 第 428号	貝化石肥料	粒状貝化石肥料	アルカリ分 35.0	該当なし	新東化学工業株式会社 千葉県市原市八幡海岸通11番1	平成31年 2月12日
富山県 第 410号	塩化加里	50粒状塩化加里	水溶性加里 50.0	該当なし	朝日化工株式会社 富山県小矢部市泉町7番1号	平成31年 4月24日
富山県 第 411号	塩化加里	52粒状塩化加里	水溶性加里 52.0	該当なし	朝日化工株式会社 富山県小矢部市泉町7番1号	平成31年 4月24日
富山県 第 412号	塩化加里	53粒状塩化加里	水溶性加里 53.0	該当なし	朝日化工株式会社 富山県小矢部市泉町7番1号	平成31年 5月9日

## 肥料の登録の失効について

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効したので、同法第16条第 1 項の規定により公告する。

平成25年 6 月 21 日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
富山県 第 439号	混合有機質肥料	BAG肥料 V5型	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社農産アグリ 大阪府大阪市西区西本町一丁目6番2号	平成25年 2月22日

**土地改良区の役員の退任**

射水平野土地改良区の役員であった次の者が平成25年5月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年6月24日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	浦 田 清 隆	富山市高木 1236番地
同	太 田 武 信	同 大塚 603番地
同	石 川 友 光	同 八町東 190番地
同	本 田 信太郎	同 北代 6592番地
同	坂 井 鐵 雄	同 西二俣 988番地
同	伊 藤 眞 市	高岡市金屋 147番地
同	森 崎 松 之	同 上牧野 275番地
同	吉 野 勉	射水市野村 673番地
同	有 沢 久	同 津幡江 339番地
同	石 川 勇	同 片口高場 389番地
同	松 波 幸 長	同 沖塚原 571番地
同	大 森 昇	同 本江 1811番地
同	星 井 弘	同 黒河 2561番地
同	石 黒 勝三郎	同 戸破 3477番地
同	竹 内 一 夫	同 三ヶ 251番地
同	杉 森 雅 弘	同 小杉白石 135番地
同	沖 友 則	同 水戸田 4276番地
同	安 吉 孝 宣	同 大門本江 598番地
同	竹 内 勇 三	同 今開発 619番地
同	津 田 久 雄	同 小島 847番地
同	近 藤 博 通	同 加茂中部1017番地
同	森 雅 志	富山市吉作 3659番地

同	高 橋 正 樹	高岡市駅南 5 丁目 11 番地
同	夏 野 元 志	射水市土合 1322 番地 1
監 事	刑 部 陽 宅	同 白石 286 番地
同	藤 井 實	同 橋下条 1412 番地
同	室 田 進	同 七美 1090 番地

### 土地改良区の役員の就任

射水平野土地改良区の役員に次の者が平成 25 年 6 月 1 日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 25 年 6 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	浦 田 清 隆	富山市高木 1236 番地
同	太 田 武 信	同 大塚 603 番地
同	石 川 友 光	同 八町東 190 番地
同	小 林 清 和	同 北代 271 番地
同	春 田 幸 一	同 東老田 74 番地
同	安 井 孝 幸	高岡市下牧野 990 番地
同	伊 藤 眞 市	同 金屋 147 番地
同	吉 野 勉	射水市野村 673 番地
同	有 沢 久	同 津幡江 339 番地
同	室 田 進	同 七美 1090 番地
同	松 波 幸 長	同 沖塚原 571 番地
同	田 邊 修 市	同 本江 1875 番地
同	石 黒 勝三郎	同 戸破 3477 番地
同	竹 内 一 夫	同 三ヶ 251 番地
同	佐 渡 正 義	同 黒河新 216 番地
同	川 西 喜一郎	同 鷺塚 681 番地

同	沖	友	則	同	水戸田	4276番地
同	安	吉	孝	同	大門本江	598番地
同	佐々木		章	同	中野	620番地1
同	竹	内	久	同	今開発	537番地
同	久	野	好	同	加茂中部	1115番地
同	森		雅	富山市吉作		3659番地
同	高	橋	正	高岡市駅南5丁目11番地		
同	夏	野	元	射水市土合		1322番地1
監事	藤	井		同	橋下条	1412番地
同	青	山	美	同	新片町2丁目5番地3	
同	吉	川		同	白石	320番地

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年6月24日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ氷見店 氷見市上泉80番 ほか11筆

### 2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

### 3 店舗において小売業を行う者 株式会社北越ケーズ

### 4 新設の日 平成26年2月18日

### 5 店舗面積の合計 2,515㎡

### 6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物1南側 115台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物1東側 40台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物1北側 96㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物 1 内北側 22.5m<sup>3</sup>

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時及び午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時30分～午後 9 時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 箇所 敷地東側ほか

(4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前 9 時～午後 9 時

8 届出の日 平成25年 6 月17日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成25年 6 月24日から平成25年10月24日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

